

# 大淀町人権施策に関する基本計画

2011年（平成23年）4月

大 淀 町



# 大淀町人権施策に関する基本計画

## も く じ

### 第1章 基本的な考え方

- 1, 基本計画策定の趣旨
- 2, 基本理念
- 3, 基本計画の性格
- 4, 人権施策推進にあたっての基本的な姿勢
  - (1) 人権尊重を基本においた業務・施策の推進
  - (2) 町民の主体性を尊重した人権啓発・教育の推進
  - (3) 相談・支援に関する施策の充実
  - (4) 関係機関・団体との連携・協働

### 第2章 人権施策の推進方向

- 1, 人権啓発の推進
  - (1) 町民への人権啓発
  - (2) 企業への人権啓発
- 2, 人権教育の推進
  - (1) 学校教育
  - (2) 社会教育
- 3, 相談・支援の充実
- 4, 町民の主体的な取り組みへの支援
  - (1) 住民グループや個人の主体的活動への支援
  - (2) ボランティア活動への支援
- 5, 町職員等の研修
- 6, 関係機関・団体との連携・協働

### 第3章 分野別人権施策の推進

- 1, 部落問題
- 2, 女性
- 3, 子ども
- 4, 高齢者
- 5, 障がい者
- 6, 外国人
- 7, プライバシーをめぐる問題
- 8, さまざまな人権問題

## **第4章 基本計画の推進**

- 1 , 推進体制
- 2 , 関係機関・団体との連携
- 3 , 住民の理解・協力
- 4 , フォローアップ

## **資 料**

- 1 , 用語の解説
- 2 , 世界人権宣言
- 3 , 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 4 , 大淀町人権擁護に関する条例

## 第1章 基本的な考え方

### 1, 基本計画策定の趣旨

20世紀の科学技術の急速な発達、多くの人々に豊かさと利便性をもたらしました。しかし一方で、二度にわたる世界大戦をはじめとして、さまざまな戦争や紛争が世界各地で勃発し、多くの尊い人命が失われたばかりか、さまざまな人権侵害が引き起こされてきました。まさしく20世紀は科学の進歩と戦争の世紀でした。

1948(昭和23)年の第3回国連総会は、たゆまぬ戦争と人権侵害への反省から、「世界人権宣言」を採択し、これを契機として各種の人権関係条約の採択や国際年の設置を進め、世界各国で人権確立に向けたさまざまな取り組みが進めてきました。

こうした人権を巡る国際的な流れのなかで我が国においては、「人種差別撤廃条約」をはじめ人権に関する各種条約の批准や諸制度の整備が図られるとともに、「人権教育のための国連10年」国内行動計画や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定など、さまざまな人権問題の解決に向けた取り組みが行われています。

本町においても、「大淀町人権擁護に関する条例」(1999(平成11)年9月制定)や「大淀町総合計画」(2007(平成19)年3月策定)に基づき、「人権尊重のまちづくり」を町政の主要な柱として位置づけ、人権教育・啓発を推進し、同時に人権の視点を諸施策の中に反映させてきました。

しかしながら、私たちの身の回りには今なお、部落住民や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等にかかわるさまざまな人権課題が存在しています。さらに、近年では、高度情報化や科学技術の発展にともなって、インターネットや携帯電話を悪用した人権侵害やプライバシーをめぐる問題など新たな人権問題も起こっています。

21世紀は「人権と環境の世紀」と言われています。あらゆる人々の人権が尊重される社会を目指し、その役割を積極的に果たしていくことが今、私たちに求められています。

県においては2004年(平成16年)3月、今後の人権施策の推進指針として「奈良県人権施策に関する基本計画」が策定されました。本町もこうした国際社会の動きや国・県の動向を踏まえたうえで、人権の街づくりをより一層推進するため、人権施策の基本指針として本基本計画を策定するものです。

### 2, 基本理念

人権は人が生まれながらに持つ固有の権利であり、決して侵すことのできない権利として日本国憲法に規定されています。つまり社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保しており、これは社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利とされているのです。また同時に、すべての人が人権を享有し平和で豊かな社会を実現するためには、自分の人権のみならず他人の人権についても尊重し、同時に権利の行使には責任が伴うことを自覚することが重要となります。

このことから本町では、総合計画において「人権の尊重を住民が幸せに暮らしていくうえでの主要課題として位置づけるとともに、すべての施策の基盤に人権を据え、その

推進をはかる。」としています。

この基本計画では、この趣旨に則り、女性、男性、子ども、高齢者、障がいのある人、障がいのない人、日本人、外国人などすべての住民が互いの個性を尊重し、多様な文化、個性を共に認め合うとともに、住民一人ひとりの思考や行動の価値基準として人権が日常生活に根付くことを目指すものです。また同様に行政施策推進の判断基準としても人権の視点を大切に位置づけます。

「多様性を認め、個人が尊重され、共に支えあえる社会の実現」と「豊かな人権文化の創造」「住民を尊ぶ人権行政」を基本理念とした「人権のまちづくり」の具体化を図ります。

### 3、基本計画の性格

ア、この基本計画は、「大淀町人権擁護に関する条例」の趣旨を踏まえ、本町における人権施策推進にあたっての基本的方向を示すとともに個別の人権課題の方向性を明らかにし、総合的かつ体系的に人権施策を推進するための指針となるものです。

イ、この基本計画は、総合計画との整合性はもとより、町のさまざまな諸計画における人権施策の基本となる計画です。

ウ、この基本計画の策定及び推進をもって、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条（地方公共団体の責務）に対応するものとします。

エ、住民をはじめ関係機関・団体、企業などに対して、本基本計画への理解と共通認識を得ることによって、それぞれの主体的な取り組みを促します。

オ、この基本計画は、社会状況等の変化に応じ、適宜見直しを行うこととします。

### 4、人権施策推進にあたっての基本的な姿勢

#### (1) 人権尊重を基本においた業務・施策の推進

町の全部局が人権に視点を置いた業務や施策の推進を進めます。福祉・健康・安全・教育・環境等あらゆる分野で、住民一人ひとりが安心して暮らせる「人権のまちづくり」を基本にした施策の推進に取り組みます。

#### (2) 住民の主体性を尊重した人権啓発・教育の推進

私たちの日常の中にある、物の見方とか考え方とか感じ方、そして行動の仕方など、日常生活そのものが文化です。その生活文化に人権を核として据えることが「人権文化」であり、その「人権文化」を創造することこそが「人権のまちづくり」です。

「人権のまち」＝「人権文化」の創造を担う主体は住民です。住民一人ひとりが、自他を尊重し、物事を科学的・客観的に判断できる技能や態度を身につけ、それを生活の中に生かさなくてはなりません。そのための情報や学習機会を提供するため、啓発や教育の充実・推進に努めます。

#### (3) 相談・支援に関する施策の充実

人権侵害を受け、あるいは受ける恐れのある人に対する相談・支援体制の整備を進

めます。そのためには町の全部局をまたがった支援体制や関係機関・団体、住民との連携・協働が欠かせません。住民が安心して暮らせるための相談・支援の取組みを人権施策推進の重点課題として位置づけます。

(4) 関係機関・団体等との連携・協働

あらゆる人権施策に、そして「人権のまちづくり」にとって、国・県・他の市町村を始めとする関係機関や民間団体、住民との連携は不可欠です。こうした連携を積極的に呼びかけ、緊密な関係を築きながら、人権施策や人権相談・支援の質と幅を広げます。

## 第2章 人権施策の推進方向

### 1, 人権啓発の推進

#### (1) 住民への人権啓発

住民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識するとともに、自分の身近な問題として捉え直し、他者の多様な価値観や考え方を受け止め、考え話し合っ問題解決する技能を培い、これを日常の態度として身に付けることができるよう、多様な学習機会の提供や効果的な手法などによる啓発活動を推進します。

本町はこれまで、同和問題をはじめさまざまな人権問題に関して、広報紙や冊子、情報誌、ポスター等を使った啓発のほか、「人権を確かめあう日」や「差別をなくす強調月間」、「人権週間」等の機会を捉え、講演会、研修会、街頭啓発、パネル展などの啓発活動を実施してきました。

さまざまな啓発活動によって住民の人権尊重の意識は一定高まってきていますが、その反面、「人権は難しい」「自分とは関係ない」という意識をもっている人も少なくありません。2009(平成20)年に実施した「吉野郡住民意識調査」でも「人権侵害は自分とは関係ない」という回答が10%もあり、また、「人権侵害はあっても仕方ない」と答えた人も10%になっています。

このことを踏まえ、今後の人権啓発にあたっては身近な課題を取り上げるなど、人権問題への住民の興味や関心を喚起し、住民にとって、人権の尊重が自分の幸福や自己実現と深くかかわる課題となり、人権課題の解決に向けた実際の行動が日常生活に根付いたものとなるよう、内容を充実させつつも継続的に実施する必要があります。

#### ア, 学習機会の提供

現代の人権課題は、同和問題、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人のほかH1V感染者やハンセン病患者・元患者の人権、労働者の人権、犯罪被害者の人権、個人情報保護など多岐にわたっており、住民の希望する学習内容はさまざまです。

これらの学習ニーズに応え、住民自らが自発的に参加できるようさまざまな学習機会の提供に努めるとともに、音楽や演劇、映画等を活用するなど、画一的な内容や方法にとらわれることなく啓発活動を進めていきます。

また、人権啓発活動は地域社会、学校、職場などで多くの人々や関係機関・団体によっても取り組まれてきました。今後も学校・保育所(園)、幼稚園、家庭、地域社会において住民の自発的な人権学習が行われるよう学校教育施設、公民館、図書館等の公共施設と連携を図り、住民にとって身近な地域で気軽に学習に取り組むことができるための学習の機会を広めます。

#### イ, 多様な啓発媒体の活用と啓発機会の拡大

より多くの住民に人権に関する情報を提供し、人権尊重の重要性を伝えるためには多様な啓発媒体の活用と啓発機会の拡大を図ることが必要です。

現在の啓発媒体としては広報おおよどをはじめ、町のホームページやポスター、冊子、リーフレット、掲示板等があり、これらを利用した効果的な啓発に努めるとともに、あらかしテレビ放送等のメディアを積極的に活用していきます。なお、インター



ネットについては、高齢者や障がい者、また外国人も含め、だれもが分かりやすく使いやすいホームページを目指し、Webアクセシビリティ（情報がきちんと伝わり、機能やサービスが利用できること）の向上に努めます。

また、「人権を確かめあう日」や「差別をなくす強調月間」、「人権週間」のほか、学校行事や町の各種イベントなど多くの啓発機会を捉え、幅広く情報提供と啓発活動を進めます。

#### ウ、関係機関・団体等との連携

人権啓発を進めるにあたっては、法務局や県、他市町村との連携が大切であり、協力体制を一層充実することが必要です。また、人権擁護委員や大淀町人権のまちづくり運動推進協議会、NPO、ボランティアなどの民間団体、企業とも連携し人権啓発に必要な情報交換を行うとともに、啓発活動の強化を図ります。

### (2) 企業への人権啓発

企業が社会的責任を自覚し、就職の機会均等を保障した公正な採用と社会の構成員として人権に配慮した対応が図られるよう一層啓発に努めます。

企業は、地域社会の文化や生活に大きな影響力をもっており、さまざまな社会的貢献とともに自らの企業活動に対して人権上の配慮を行う社会的責任が求められています。また、企業で働く人々も地域社会の一員であることから、企業とそこに働く人々は差別のない職場づくりと人権を大切にしたい住みよい社会づくりに努め、地域社会と共存共栄することを大切にしなければなりません。

本町では、企業における人権問題について正しい理解と認識を深めるため、大淀町企業内人権教育推進協議会が設置され、あらゆる人権問題の解決を目指し、企業内啓発や就職の機会均等を図るための研修や研修教材の提供などの取り組みが行われています。今後も企業内の人権啓発・教育の取り組みへのさらなる支援が求められています。

#### ア、企業及び企業主等への啓発

すべての人々の就職の機会均等が確保されるよう企業に対して啓発を行います。

特に、差別や人権侵害等の解決を図り、就職の機会均等、雇用の安定を進めるためには、従業員の採用・選考に最も影響力をもつ企業主等が人権問題について正しく認識・理解することが極めて重要であることから、企業主等への啓発にも努めます。

#### イ、企業内人権研修への支援

さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、企業内研修推進の支援に努めます。さらに、研修を実施しやすいように内容や方法についての情報提供や講師の紹介、教材としての啓発パンフレット・リーフレットの配布、啓発用ビデオの貸し出しなどの支援に努めます。

#### ウ、関係機関団体との連携

大淀町企業内人権教育推進協議会、大淀町商工会議所等の関係機関団体と連携を図り、企業内における人権研修の取り組みを促すとともに、講演会への参加やポスター等による広報、差別事象防止対策への参画等、町の啓発事業への協力を要請します。

## 2, 人権教育の推進

生涯学習の視点に立って、それぞれの住民の生活環境に応じた学校教育と社会教育との相互連携を図り推進します。

### (1) 学校教育

日本国憲法、教育基本法、国際人権規約及び児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、子どもをめぐるすべての教育活動を通して人権尊重の意識を高める教育を推進します。

また、2003(平成15)年に奈良県教育委員会が策定した「人権教育推進プラン」の基本的視点に沿って、具体的な取り組みを進めます。

今日、子どもを取り巻く社会状況は大きく変化し、子どもの問題行動の一因として社会性の欠如や自立の遅れを指摘する意見が提起される一方、いじめや家庭における児童虐待など、子どもの人権を侵害する事象も発生しています。また、不登校や高校中途退学者の問題など、教育保障の観点から取り組まなければならない課題も存在しています。

こうした状況から、学校教育においては、これまでの同和教育の成果を生かしながら、一人ひとりの子どもが人権の意義や内容、重要性について理解するとともに「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」が、日常生活のさまざまな場面や状況下で具体的な態度や行動として現れるようにしていくことが求められています。

そのためには、学校教育活動全体のなかで自らの大切さや他の人の大切さを子ども自身が感じ取ることができるようにしなければなりません。

また、家庭・地域・社会のあらゆる場においても、同様に人権を大切にすることを意識を培う取り組みが必要です。

### ア, 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進

人権教育は、他の人と協調し、思いあう心や感動する心などの豊かな人間性を育むことが重要であり、学校教育におけるすべての教育活動を通して推進されなければなりません。

そのため、子どもたちが安心して楽しく学ぶことができる環境づくりに努め、人権についての学習を充実させるとともに、各教科等においても人権を尊重する人間の育成に向けた取り組みを積極的に進めます。また、子どもたちが自他の人権についての理解を深め、主体的に考え論議し、行動につなぐことができるよう生活の場をテーマとした参加や体験を重視した学習を取り入れるなど、指導方法の改善・充実に努めます。

また、不登校の子どもへの積極的な支援を行うため、スクールカウンセラーの活用や教育相談・適応指導教室等の充実に努めます。

### イ, 学びの習慣化と基礎学力の充実

「教育を受けること自体が人権」という認識のもと、学習権の保障につながる基礎学力を充実し、すべての子どもたちに学ぶ楽しさと意義を感得させ、意欲を喚起し、学ぶ習慣を身につけさせるとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導に努めます。

#### ウ、実践的研究の推進と学習資料の充実

学校・幼稚園で、地域や子どもたちの実態に即した取り組みが進められるよう推進体制や実践的研究等について情報収集や調査研究を行い、人権教育指導資料充実に努めます。

#### エ、指導体制の充実

学校・幼稚園で人権教育に取り組む際には、人権に関わる概念や人権教育が指すものについて明確にし、教職員がこれを十分に理解し、組織的・計画的に進めることが肝要です。

また、人権教育を豊かに展開するためには、すべての教職員が確かな人権意識・感覚をもち、それぞれの力量を生かしながら積極的に取り組むことが必要です。

その指導体制充実のため、教職員の資質向上を図るための研修を行うなどの取り組みを進めます。

#### オ、学校・家庭・地域が一体となった人権教育の推進

人権尊重の精神や態度は、幼いころの家庭教育に始まり、保育所（園）・幼稚園、さらには小学校から中学校にかけての教育、地域社会とのかかわりの中で養われます。そのため、より社会性や豊かな人間性を育むために、保・幼・小・中学校間における連携を一層充実し、交流活動を活性化させます。

地域に開かれた学校・幼稚園づくりを充実発展させるため、地域との連携を深め、子どもたちがさまざまな人たちから見守られ共に活動していく機会を増やしていくよう努めます。

さらに、地域でのボランティア活動や職業体験活動、自然体験、芸術文化体験、高齢者や障がい者等との積極的な交流等、多様な体験活動の機会の充実を図り、子どもたちが主体的・意欲的に人権について学習し、行動する力を身につけることができるよう、これまで以上に地域の関係団体や関係機関との連携を密にし、学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の推進に努めます。

### (2) 社会教育

すべての人々の人権が真に尊重され、だれもが自己実現を図り、夢をもって生き生きと生活できる人権尊重のまちづくりを目指します。

家庭、学校、地域は、人と人との出会いを通し、より良い生き方を学ぶ大切な教育の場であるとともに、学んだことを実践する場でもあります。

本町においては、これまでの人権教育・啓発活動により、一人ひとりの人権意識を高め、人権を大切に社会づくりへとつなげ一定の成果をみてきました。しかし、依然としてさまざまな人権問題が存在し、近年の社会の変化のなかで新たな人権の課題も発生しています。

一人ひとりの人権が尊重され、住民が安心して楽しく暮らし、互いに支え合うことのできる豊かな人間関係が存在する地域コミュニティの創造のためには、他の人の立場に立って考えられる想像力や共感的に理解する力、考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し合い、分かり合うためのコミュニケーション能力を培うことの重要性を、一

人ひとりの住民が自覚し実践していくことが大切です。

また今日、社会がグローバル化する中で、多様な文化をもった人々との共生や一人ひとりの個性や違いを認め尊重する主体的な取り組みが求められています。

未来の担い手としての子どもたちに関する取り組みについては、家庭教育の充実を目指したこれまでのさまざまな取り組みにより住民の関心も徐々に高まってきましたが、まだ十分とは言えない状況にあります。また、核家族化や少子化等、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、家族のふれ合いが希薄になっていると言われていています。そのなかで、児童虐待をはじめ子どもの人権を取り巻く状況には依然として厳しいものがあり、生命の尊さを大切にす心や人権を尊重する主体的な力を育てていくことが重要な課題になっています。そのため、家庭・学校・地域がより連携を図りながら、子育て支援を展開する必要があります。

また、地域の実情を踏まえた人権教育を推進するため、地域社会におけるさまざまな機会を活用し、地域の生活課題と人権問題を効果的に結びつけながら、体系的・計画的に多様な手法を整えて学習を進める必要があります。そのためには総合センターや公民館などの社会教育施設等を拠点として、行政はもとより社会教育関係団体やNPO等との広範な人権教育推進のネットワーク化を進めることも必要です。

#### ア、家庭教育の充実

人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実のため、家庭教育支援を教育行政の重点課題の一つとして施策の深化を図ります。

#### イ、人権教育推進のための指導者の育成

身近な人権侵害に気づき、その解決に向けて住民とともに歩むことができるリーダーの確保と養成のために人権教育研修会を実施していますが、さらに内容に工夫を凝らし、町内外の各関係機関・団体等が実施する講座や研修会とも連携しながら事業の充実に努めます。

#### ウ、主体的で多様な学習機会の提供

住民の「人権について学びたい」というニーズに応えるため、身近なところで学習できる場や機会を設ける必要があります。そのため、公民館やコミュニティセンター、総合センター等の施設においてさまざまな学習を展開するとともに、学習機会の情報や視聴覚教材貸出情報、効果的な学習方法、指導者の紹介などについての情報提供を行い、住民が主体的に学べるように努めます。また、自治会や人権のまちづくり運動推進協議会、各種団体等の自主事業等の機会を通じ、多様な人権教育学習を実施するとともに、広く住民が人権について学び、参加できる機会の保障に努めます。

#### エ、効果的な教材の開発と活用

対象者の年齢や意識等に配慮し、住民に親しみやすいテーマを取り上げ、分かりやすい表現を用いたりするなど、効果的な教材の開発と整備に努めます。

また、具体的な人権学習の内容の充実を図り、日常生活での実体験や地域活動、各種団体の活動成果等を題材に、地域の生活課題を踏まえた学習プログラムを設定し、「人権パンフレット」等の大淀町独自の教材の作成と活用に努めます。

さらにロールプレイやシミュレーション等の参加体験型学習を、より積極的にとり入れるとともに、現地学習をはじめ絵画、音楽、演劇、映画等の芸術面や、環境ボランティア、新聞やメディア等の多様な視点から人権を学ぶ手法を創造し、県や他市町村、関係機関・団体等が作成・開発した教材との有効な活用を図ります。

#### オ、地域が一体となった人権教育の推進

人権教育の視点に立った、人と人、人と集団、集団と集団のさまざまな出会いと交流の場を設け、豊かな人間関係の構築に努めます。

また、大淀町人権のまちづくり運動推進協議会等の研究団体、町内に組織されている人権教育に関わる関係機関・団体やNPO等の民間団体との連携により、地域ぐるみで人権教育を推進することができるよう、その支援に努めます。さらに、県や他市町村、民間の社会教育施設、生涯学習施設、社会福祉施設等との連携を進め、地域が一体となった人権教育を推進する機能が充実されるよう努めます。

### 3、相談・支援の充実

だれもが気軽に利用でき、人権に関するさまざまな問題に直面したときに一人で悩むことのないよう相談窓口やその活動内容に関する広報活動を充実するとともに、当事者の立場に立った相談・支援に関する施策の推進に努めます。

現在、本町では人権に関わる各種の相談窓口を設けていますが、相談窓口が十分周知されていないことや、最初から相談してもどうにもならないと思っている人が少なくないこともそうした要因の一つと考えられます。そのため、さまざまな手法で広報活動を行うことと同時に、当事者の立場に立ったきめ細かな対応ができるよう相談体制を充実する必要があります。

さらに、近年の社会情勢の変化に伴い、相談内容はさまざまな要因が絡みあって複雑になるとともに、新たな人権問題も生じており、今後は総合的な相談・支援が重要になってくると考えられます。

#### ア、相談窓口の整備と情報提供

だれもがいつでも気軽に安心して利用できるよう、面談、郵送、電話、ファックス、eメール等、さまざまな形態による対応の整備に努めます。

また、さまざまな広報媒体を活用して、より一層積極的に相談窓口及びその活動内容等の広報に努めます。

#### イ、相談窓口の連携

複雑・多様化する相談に迅速かつ総合的に対応するため、相談窓口相互の連携を図るとともに相談マニュアルの整備に努めます。また、各相談機関で相談活動を通して把握した課題等を集約し、今後の相談業務や人権意識確立に向けた啓発活動への活用に努めます。

#### ウ、相談員等の資質の向上

人権問題等に対する的確に対応できるよう相談員等に対する研修の実施や、各種研修会への参加の促進など、資質の向上に努めます。

#### エ、関係機関との連携

相談内容に応じた的確な相談・支援を行うため、全庁的な連携はもちろんのこと、国、県及び関係機関との連携に努めます。特に、人権侵害事件に関する救済等を所掌する法務局や最近深刻な問題となっているドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待の被害に関しては、県女性センター・こども家庭相談センターとの連携のもと迅速・的確な対応に努めます。

#### 4、住民の主体的な取り組みへの支援

##### (1) 住民グループや個人の主体的な活動への支援

人権尊重の社会、「人権のまち」を築くためには、住民どうしが互いの人権を尊重しあうことと同時に、住民一人ひとりが、人権課題に向き合い、課題の克服に向けた行動を起こすことが求められます。町においては、こうした住民グループや個人の「人権のまち」をめざす活動を支援します。

##### (2) ボランティア活動への支援

ボランティア活動は、社会福祉活動の分野のみならず保健・医療、教育、文化、スポーツ、地域振興、環境保全、国際交流・協力、人権擁護等さまざまな分野にわたり子どもから高齢者までの幅広い世代の人々が参加するようになってきています。

これらの活動の多くは、現代社会がかかえる諸問題に対して自発的に行われており、人権の尊重と大きなかかわりをもっています。

本町では、ボランティアの登録及び紹介をはじめ、育成やボランティア活動の支援などを行っており、今後も住民の幅広いボランティア活動への参加を促進するため、社会福祉協議会と連携した活動を中心に情報や活動の場の提供、ボランティアリーダーの育成など、ボランティア活動の充実・活性化に努めます。

#### 5、町職員等の研修

町職員及び外郭団体職員等に対して、人権問題についての正しい理解と認識を培い、人権啓発に取り組むための知識と技量を習得するための研修を積極的に推進します。

町職員は公務員としての責務と使命を自覚し、それぞれの分野において人権尊重の精神に立った行政施策の推進を図ることが必要です。

このことから本町においては、すべての職員を対象に人権問題研修を実施するとともに、リーダー養成として人権教育講座や人権教育リーダー研修への参加等を通して人権問題学習を進めています。

今後も、それぞれの職務に応じたきめの細かい人権感覚で行政を推進するため、より一層研修内容や方法に工夫を加え、人権研修の充実を図ることが必要です。

さらに、外郭団体や町政の推進にかかわりの深い住民や団体の職員等についても、職員と同様に人権意識の高揚を図っていく必要があります。

##### ア、町職員に対する研修

職員一人ひとりが、人権問題を自らの課題として捉え行動するとともに、日常の業務や行政施策を通じて人権尊重の取り組みにあたるよう経験年数別研修、指導

者養成研修及び職場研修の充実を図ります。また、住民啓発のリーダーとなりうる力量を培うため、職場研修用資料作成にも努めます。

イ、町政の推進にかかわりの深い住民や団体等に対する研修

福祉関係者をはじめ町政の推進にかかわりの深い住民や団体等に対し、さまざまな人権問題についての研修を積極的に実施するよう促します。

ウ、教職員・保育士等に対する研修

教職員・保育士等が、人権に対する感性を磨き人権教育を推進するため、教職員・保育士等の研修を奨励するとともに系統的な研修の実施に努めます。

## 6、関係機関・団体との連携・協働

人権啓発・教育や相談活動、人権のまちづくりを進めるにあたっては、国、県はもとより関係機関との連携をはかります。さらに住民や企業、NPO等各種団体との協働の推進に努めます。

## 第3章 分野別人権施策の推進

### 1, 部落問題

2002(平成14)年3月に「地対財特法」が失効し、特別対策としての同和対策事業は終了することとなりました。

同和問題解決に向けたこれまでの取り組みにより、生活環境については大幅に改善され、また地区内の物的な基盤整備についても概ね終了し、地区内外の格差は大きく改善されてきました。また、部落問題に対する理解や認識も深まっています。しかしながら、一部の住民の意識の中には誤った知識による潜在的な差別意識や偏見が依然として根強く存在しているのも事実です。また、インターネットのもつ利便性や匿名性を悪用した差別的な書き込みや差別落書き・差別投書などの差別事象が全国的に後を絶ちません。

こうした現状から、今後も引き続き教育・啓発活動を軸とした取組みを進めます。

#### ア, 教育・啓発の推進

部落問題に対する正しい理解と認識の徹底を図るため、これまで取り組んできた人権(同和)教育や啓発活動の成果と課題を踏まえ、あらゆる機会と多様な媒体を活用して教育・啓発を進めます。

また、指導者の育成に努めるとともに、参加体験型学習やフィールドワーク等の手法を活用した研修会や講演会の開催など効果的な教育・啓発の推進に努めます。

さらに、差別落書きやインターネット上への差別書き込み、「えせ同和行為」など、部落問題の解決を妨げるような行為に対して、関係機関・団体と連携協力してその対応に取り組みます。

#### イ, 自立と自己実現を支援するための取組み

住民の自主的な活動や、自立と自己実現を図るための取組みを支援します。

住民の自立に向けた教育や就労、生活等の課題については、個々の実情に応じたきめ細かな相談活動や支援に努めます。

#### ウ, 住民が一体となったコミュニティの促進

住民が互いに理解し合い協力して自らのまちづくりを進めていくことは、部落問題の解決に向けて不可欠なことです。特に、総合センターは、地域社会全体のなかでの福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域のニーズを的確に捉え、生活上の各種相談事業、社会福祉等に関する総合的な活動を進めるとともに、人権問題についての理解を深めるための事業や住民の交流を促進し、周辺地域と一体となったコミュニティづくりの場として活用します。

### 2, 女性

男性・女性が、ともに社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保され、等しく喜びも責任も分かちあい、その能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

本町では、男女共同参画社会の実現に向け、国内外や県の取組みと呼应しながら啓



発や各種の講座開催、情報提供、相談業務等の取り組みを推進しています。

しかしながら、依然として人々の意識や行動、社会の慣習・慣行のなかには、女性に対する差別や偏見、例えば「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、女性が人権の侵害や不利益を被ったり、十分な活躍ができなかったりする現状があります。特に、ドメスティック・バイオレンス（DV）等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、その防止や被害者支援等の取り組みが必要です。

また、「男らしさ、女らしさ」といった社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）意識は、女性の社会的な自立を拒んできたばかりでなく、男性にとっても生活面での自立や地域活動への参加を妨げるとともに、「男性の生き方」をも規定してきました。

こうしたことから、固定的な性別役割分担意識やジェンダー意識に基づく慣習や慣行を見つめ直し、個人としての尊厳が重んじられ、家庭、職場、学校、地域、その他あらゆる分野で男女が対等の立場で生きられる社会づくりを進めることが重要です。

さらに、女性問題は、他の人権問題と複雑に絡み合っている場合が多いことから、それぞれの人権が保障され、経済的、社会的に自立できるよう、女性のエンパワーメント（自らの意識や能力を向上させ、政治的、経済的、社会的、文化的に力を備えた存在になること）を支援するとともに、男女間の参画の機会の格差をなくすための積極的な改善措置（ポジティブ・アクション）を進める必要があります。

#### ア、男女の人権の確立と意識の高揚

あらかしテレビや講演会、講座、広報誌など、さまざまなメディアや機会を活用して、男女の人権を確立するための意識の高揚に努めます。

また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、高齢者や児童への虐待などあらゆる暴力をなくすため、関係団体・機関との連携の強化、相談窓口の充実等、被害の防止や被害者支援に努めます。

さらに、男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進に努めます。

#### イ、男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

慣習や慣行にとらわれず、一人ひとりの個性を育み、可能性を狭めることのないようにするため、地域や職場において古い道徳観に基づく偏見などからくる慣習・社会通念等を男女共同参画の視点から自主的な点検・見直しを促進します。

#### ウ、政策・方針決定への女性の参画の推進

女性が町づくりなどの政策・方針決定の場に参画できるよう、審議会・委員会などへの女性の社会参画推進に努めます。

また、町の女性職員の管理職への登用を推進するとともに、企業や地域団体等においても経営・方針決定の場への女性の参画が促進されるよう取り組みを進めます。

#### エ、男女が共に働きやすく、家庭や地域生活と両立できる環境づくりの推進

女性のエンパワーメントを促進し、積極的な社会参画を図るとともに、働く意欲や能力を十分生かすことができるよう、働く場での男女共同参画の推進に努めます。

また、子育て後の再就職や能力開発を希望するなど、あらゆる分野での女性のチャレンジを支援するよう、県をはじめ関係機関との連携を進めます。

さらに、男女が仕事と家庭生活、地域生活を両立することができるよう、条件整備と啓発を推進するとともに、男女がともに豊かな地域生活を送れるよう、生涯学習、ボランティア活動等への参加を支援します。

オ、生涯を通じた心身の健康づくりの推進

性に関する正しい知識を習得し、生命の尊重や互いの性の尊重に基づいた性教育を推進します。

また、女性の身体的特性を尊重し、女性がその健康状態に応じて自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期の各ライフステージに応じた健康づくり体制の整備に努めます。

カ、男女共同参画による福祉のまちづくりの推進

ひとり親家庭や高齢者、障がい者等の援護を必要とする人の生活面での自立を支援します。

また、看護や介護に男女が共に参画できるような講座等の開催や人材の育成を促進します。

### 3、子ども

すべての子どもが差別や権利の侵害を受けないよう「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、子どもの人権の尊重と保護に向けて取り組むとともに子どもを育てやすいまちづくりの推進を図ります。

少子化や核家族化の進行により、家庭の教育力の低下や地域での人間関係の希薄化など子どもが育つ環境は悪化しており、子どもをめぐるさまざまな問題が起きています。

いじめは近年大きな問題となっていますが、今なお、いじめの存在に目をつぶったり、いじめられる側にも問題があるとする風潮が残っており、子どもたちの生命を大切にする心、他者の権利を尊重する心を育てることが大切です。また、子どもの日常生活に深くかかわっている教職員の資質の向上や保護者に対する子育て支援を行うことも必要です。

児童虐待については、近年の相談件数の増加に適切に対応できるよう、相談支援体制の充実を図る必要があります。また、虐待を受けた子どもについては、適切な保護とともに、家庭復帰の促進、アフターケアに向けた取り組みの強化が必要です。そのため本町においては、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、高田中央こども家庭相談センターをはじめとして町内の関係機関が連携し、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待の早期発見や未然防止、再発防止のための体制整備に努めています。

さらに、性的感情を著しく刺激したりするおそれのある有害図書や情報(書籍、雑誌、ビデオ、DVD等)、インターネットの有害サイト、児童買春、覚せい剤等薬物乱用など、子どもを取り巻く社会環境はますます悪化しています。このような環境から子どもを守る気運を全町的に盛り上げるとともに、「次世代育成支援行動計画」(2010(平成21)年3月策定)とも連動して、家庭、保育所(園)、幼稚園、学校、地域、関係機関・団体の連携を強化します。

## ア、子どもの権利の尊重

子どもを権利の主体として尊重し、子どものもっている権利が人間の普遍の権利であることを周知するため、「児童憲章」、「児童の権利に関する条約」の理念・内容の一層の普及・啓発と具現化に努めるとともに、教職員・保育士等に対する研修の強化・充実に努めます。

学校、保育所（園） 幼稚園においては、人権尊重の精神の育成に取り組み、一人ひとりの権利を大切にし、それぞれの違い、個性を尊重する学校、保育所（園） 幼稚園づくりに努めます。

また、家庭においては、保護者がその責任を自覚して親権を正しく行使し、子どもの権利が尊重され、互いに支え合う豊かな家庭生活が送れるよう啓発に努めます。

## イ、いじめ問題等への取り組み

いじめや不登校等の問題は、児童生徒の人権にかかわる重大な問題であるとの認識に立ち、学校、保育所（園） 幼稚園及び関係機関・団体との連携を図り、その予防や解決に取り組みます。

また、家庭や地域、その他関係機関・団体との連携を図り、社会全体が一体となって取り組むよう努めます。

## ウ、健全育成に向けての取り組み

子どもは、家庭や学校、保育所（園） 幼稚園のみならず、地域での多様な人とのふれあいのなかで健やかに成長するものです。親をはじめすべてのおとなが、子どもの人権についての意識を高め、正しく理解するよう広報・啓発活動の推進に努めます。また、覚せい剤等薬物乱用防止の取り組みや児童買春、児童ポルノなど性の商品化を防止するための映像、広告物等の取り締まりなどの各種の取り組みを学校、保育所（園） 幼稚園、家庭、地域、関係機関・団体との連携を図りながら進めます。さらに、子どもたちが地域行事やボランティア活動をはじめ、文化活動やスポーツ活動などの企画や運営に主体的に参加し活動できるような場づくりに努めます。

## エ、教育相談体制の充実

子どもの社会生活への適応、自己確立、子育てに対する支援を図るため大淀町適応教室を中心としてスクールカウンセラーの配置や適応指導など教育相談体制の充実に努めるとともに、ひきこもりなどに対する訪問指導に努めます。

さらに、複雑・多様化する問題に対応できるよう、関係機関との連携を図り、相談体制の一層の充実に努めます。

## オ、人権を尊重した就学前教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であることから、これまでの取り組みの成果を踏まえ、家庭や地域と連携しながら、一人ひとりの個性や発達段階に応じた教育の推進に努めます。

また、保育所（園） 幼稚園においては、人権尊重の視点に立った保育・教育が実践できるよう、研修や自主的研究活動を通じて職員の資質と能力の向上を図り、多様な保育・教育ニーズに対応できるよう保育・教育内容の充実に努めます。さらに、「障がい」のある子どもの権利を保障するため、障がい児保育・教育の充実に努めます。

#### 力，児童虐待防止対策の充実

虐待の発生防止、未然防止、早期発見からその後の見守りやケアに至る切れ目のない相談支援体制の強化を図るため、「要保護児童対策地域協議会」を活用し、学校、保育所（園）、幼稚園、医療機関、保健所、地域等の関係機関との情報の共有化と適切な連携による保護・自立支援に努めます。

また、虐待を受けた子どもが自ら気軽に相談できるように相談窓口の周知を図るとともに、適切なカウンセリングや治療に向けた支援を行います。虐待を行った親に対しては、適切な指導・支援により育児不安や孤独化、育児ノイローゼを解消し家族の養育機能が再生・強化されるよう努めます。さらに、虐待の発生を未然に防止するため、子育て支援体制や保健事業の充実などを進めるとともに、虐待を許さない社会づくりを進めるための啓発に努めます。

#### キ，情報社会に参画する態度の育成

有害情報を含んださまざまな情報が氾濫しています。本町としては、情報社会に参画する態度の育成に努め、情報通信ネットワークとの適切な接し方、情報発信に当たっての責任、得た情報の検証の必要性、自分や他の人の権利を守ることを児童生徒が身につけていけるようにします。

## 4，高齢者

高齢者保健福祉全般にわたって多様な施策を展開するとともに、高齢者が社会を支える重要な一員として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を送り、社会活動にも積極的に参加するなど、豊かに生きられる社会の実現を目指します。

日本においては、21世紀半ばには3人に1人が高齢者になると予測されており、着実に超高齢社会へと進んでいます。本町においても、2010（平成22）年1月現在の高齢者人口（65歳以上）は4,798人、高齢化率は23.7%となっており、今後も高齢化が進行していくことが確実となっています。

こうした高齢者の増加に伴い、介護問題が生活の最大の不安要因となっているなか、介護の必要な人々を社会全体で支える仕組みとして、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供する介護保険制度が開始されました。

こうした状況を踏まえ、本町ではすべての高齢者が可能な限り自立した生活を送りながら、介護予防を含む健康増進に向けた活動や生きがい活動が行えるよう「介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者保健福祉全般にわたって多様な施策を展開しています。

しかし近年、高齢者に対するいじめ、暴力、遺棄、財産奪取、悪質な商行為等により高齢者の人権が著しく侵害されたり、高齢者の孤独死や自殺の増加といった深刻な社会問題が生じています。このような状況を防止し、高齢者とその家族を支援していくためには、「地域福祉計画」の理念を踏まえながら、地域社会全体で高齢者の人権に配慮し、高齢者やその家族を支援していく体制づくりや高齢者の権利を擁護する仕組みの充実が重要な課題となっています。

#### ア，高齢者の人権についての理解と認識の促進

高齢者に対する誤った先入観や固定観念を改め、高齢者が社会の重要な担い手として主体的に社会参加ができるよう、さまざまな事業を通して啓発活動に努めます。

また、学校教育においては、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する理解や介護・福祉の問題に関する理解を深めるための教育を推進します。

#### イ、健康づくりの推進

高齢化が一層進むなか、活力ある地域社会を築いていくために、一人ひとりの高齢者が生涯を通じて健康で生きがいをもって過ごせる健康づくりを推進していきます。

そのためにも、高齢者が生涯を通じて健康であるよう、生活習慣病などの疾病を可能な限り予防していく取り組みを進めていきます。

さらに、住民一人ひとりの健康づくりを支援するにあたっては、今後も行政のみならず、住民や企業、ボランティア組織などの一層の参画による体制を目指していきます。

#### ウ、総合的な支援サービスの提供

2000（平成12）年度から介護保険制度が導入され、要介護高齢者に対する在宅サービスや施設サービス提供のあり方が大きく変わりました。

このような状況において、生活支援や介護を必要とする高齢者がよりよい生活水準を維持しながら、可能な限り自立し、住み慣れた地域社会や自宅での生活を送れるよう、高齢者個々の状況やニーズ等を把握しながら、要介護者に対する支援や自立者などへの予防施策を充実させ、要介護者一人ひとりが一体的なサービスを受けられるよう総合的な施策を推進していきます。

また、身近な地域でこれら在宅支援サービスに関する相談や情報提供を受けられるための拠点となる支援センターの充実を図ります。

#### エ、安心して暮らせる生活環境の整備

高齢者にとって、やさしく住みやすい居住環境は、外出機会を増やし、生きがいと健康づくりにもつながることから、単に施設等のハードウェア整備におけるバリアフリーという枠組みを超えるユニバーサルデザインの考え方によってまちづくりを進め、高齢者はもちろんのこと、誰もが過ごしやすい利用しやすいまちづくりを目指します。

また、加齢に伴う身体の衰えや独居などの生活条件などからみて、社会的弱者と言える高齢者を火災、自然災害、犯罪などの自然的、社会的危険から守る安心・安全を第一としたまちづくりを住民や関係機関との連携によって進めていきます。

#### オ、生きがいのある生活と社会参加の推進

これからの長寿社会においては、高齢者が家庭・地域・企業等、社会の各分野で豊かな経験と知識、技能を活かしながら、生きがいをもって充実した生活や社会参加を果たすことができるよう生涯学習や交流の一環として積極的に学び、スポーツに親しみ、創作活動等を行い、さらにその成果を地域やさまざまな活動に還元できるシステムづくりを進めていきます。

また、将来にわたる高齢者人口の増加からも、高齢期における就労実現のための条件整備を重視し、シルバー人材センター等の関係機関・団体との連携のもとに高齢者

雇用や就業支援、相談の充実に努めます。

#### 力、地域ぐるみで支えるケア体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していけるよう、ボランティア団体、自治会、民生・児童委員、福祉団体、地域住民等による高齢者育成支援の充実や相談ネットワークの強化を図り、高齢者の見守りや支援等、身近な地域において住民が相互に支え合う行き届いた地域ケア体制を充実し、住みよいまちづくりを進めていきます。

#### キ、高齢者の権利擁護の充実

高齢者が健康で生きがいをもち、安心して生涯を過ごすことができる社会をつくるため、そして誰もが必要に応じた福祉サービスを安心して利用できるよう、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用促進など、権利擁護の視点に立った相談・支援体制の整備・充実に努めます。

## 5、障がい者

障がい者が個人として尊重され、障がいのある人と障がいのない人が、共に理解し合い、共にわかちあう共生社会を築くため、ノーマライゼーションの理念のもとに、障がい者の自立とあらゆる分野への「完全参加と平等」に向けた施策を進めます。

障がい者は、さまざまな不平等や偏見、不合理な差別などによって、活動意欲や持っている能力を十分に発揮できないことがあります。そのため、障がい者の問題は、人間の尊厳と幸福を求める権利の平等という「基本的人権」の問題として捉え、住民すべての問題として認識することが重要です。

しかし、障がい者を取り巻く社会環境には、物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁があり、こうした障壁を除去して障がい者の意欲や能力に応じてさまざまな活動への参加を促進することが必要です。

今後も障がい者が健康で、自立し、生きがいを持って生きていける、平等な社会づくり、住みよい福祉のまちづくりに取り組み、障がい者が一人の人間として尊重され、地域のなかで共に生きる社会づくりを進めなければなりません。

また、学校においては、障がいのある子ども（「学習障がい」(LD)、「注意欠陥多動性障がい」(ADHD)、高機能自閉症等により特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒を含む)の教育的なニーズを把握するとともに、子どもの可能性を最大限に伸ばすために一人ひとりに応じたきめ細かな教育を推進する必要があります。

また、障がいを理解し合い、共に生きる社会の実現に向けて、学校や家庭、地域社会との連携を深めながら、交流教育を進めることが必要です。

#### ア、障がい者の人権についての理解と認識の促進

知的障がいや精神障がいについての理解の不十分さや、内部障がいや難病等の正しい認識の欠如など、まだまだ理解や認識が進んでいないという現状を踏まえ、障がいに対する正しい理解と障がい者の人権についての認識を深めるため、啓発活動を推進します。

また、学校教育においては、障がい児の個性や個々の教育ニーズに応じた指導内容、

指導方法の工夫などを行い、ふれあいのなかで共に生きていく意識を高めるとともに人権尊重の精神を培っていく機会の拡充に努めます。

#### イ、健康で安心して暮らせる体制の充実

障がい者が、健康で安心して地域で暮らしていけるようになるためには、保健・医療サービスのさらなる充実が必要となってきます。乳幼児期から中高年齢にいたる継続的かつライフステージに応じた保健サービスやさまざまな障がいに対応した適切な医療サービスの提供体制の充実に努めます。

各年齢層に応じた健康診査を実施し、障がいの早期発見、早期治療に努め、医療費の公費負担制度の充実を国・県に要望するとともに、町内の医療機関に対して、障がい及び障がい者への理解を求め、障がい者に対する医療サービスの促進を図ります。

さらに、精神障がい者についての施策として、精神障がい者の相談体制を充実させ、地域生活の自立支援及び社会復帰の支援の充実に努めます。

#### ウ、総合的な支援サービスの提供

2003（平成15）年度から、障がい者の権利擁護の観点から、サービス利用者が提供事業者と契約し、自己選択、自己決定に基づいてサービスを利用する「支援費制度」に変わりました。これにともない、障がい者が住み慣れた地域で、主体的、自立的に暮らしていくためにも日常生活を支援する福祉サービスの充実が必要となってきます。

そのため、日常生活や介護などの支援として必要なサービスが受けられるようホームヘルプサービス、デイサービスなどの各種在宅サービスを充実するとともに、保健医療との連携による多様で効果的なサービスの充実、さらにこれらの在宅サービスの供給機能、総合的な調整機能、障がい者の交流機能をもった拠点施設となる施設の基盤整備に努めます。

#### エ、安心して暮らせる生活環境の整備

障がい者が、住み、出かけ、ふれあうためには、住環境や公共交通機関、歩行空間のバリアフリー化、さらには、「ユニバーサルデザインのまちづくり」を推進し、安全で暮らしよい住居などの物的環境を整備することが重要です。また、こうした情報通信技術の利用機会や活用能力の格差が生じないよう情報のバリアフリー化の推進についても検討します。

さらに、地震など自然災害時は、高齢者や障がい者が非常に危険で不安定な状態に置かれるため、住民・民間企業等の協力のもと、奈良県の「住みよい福祉のまちづくり条例」を基本にした人にやさしいまちづくりによるノーマライゼーションの実現を図るとともにコミュニティを基盤とした平時からの準備と災害時における防災対策の充実を図っていきます。

#### オ、生きがいのある生活と社会参加の推進

障がい者の生活が向上し、ゆとりや潤いのある生活がおくれるよう文化・スポーツ活動を通しての社会参加や活動を通じての自己実現、達成感を体験するための支援が求められており、住民ボランティアの育成・支援と合わせ、これらの社会参加の促進に努めます。

また、障がいのある人と障がいのない人との交流を促進することにより「共に生きる社会」を目指すとともに、障がい者のより自立した生活の実現に向け、労働や生産活動に従事できるよう住民や事業主の理解と協力により障がい者の雇用や福祉的就労のための環境整備に努めます。

町としても「障がい者就労支援実施計画」を策定し、障がい者就労、職場実習、障がい者施設への支援等により、障がい者の社会参加と自立に向けた積極的な取組みを進めます。

#### 力、共に学び、共に育つ施策の充実

障がい者の自立性や主体性を育むため、障がい者や保護者の自由な選択権を尊重しながら、乳幼児から高齢者にいたるまでの多様な教育・学習ニーズに対応した諸施策に努めます。

障がい児の乳幼児期は、基本的な生活能力の向上を図ることが大変重要な時期であることから、障がい児保育の充実や、地域療育教室の拡充を進めます。また障がいに関する悩みや不安を抱える保護者の相談に応じるとともに、関係機関との連携を促進し、総合的な療育体制を推進します。

#### キ、障がい者の権利擁護の充実

判断能力が十分でない人の財産を守り、安心して生涯を過ごすことができるよう地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用を促進します。

## 6、外国人

諸外国と日本の正しい相互理解を促進し、国籍や民族を超えた一個人としてお互いを尊重し合い、あらゆる人々の人権が保障される多文化共生社会の実現に向けた施策を進めます。

近年、国際化の進展にともない多くの外国人が日本を訪れ、また居住することが日常化し、日本は多文化社会となりつつあります。本町には2010年（平成22年）1月1日現在、211名の外国人が在住していますが、その約半数は在日韓国・朝鮮籍の人であり、これらの人々の多くは歴史的経緯や社会的背景によって、第二次世界大戦以前から生活している人々とその子孫です。こういった人々が日本に定住するようになった歴史的経緯を正しく認識し、その社会的状況の理解を深めることが必要です。

また近年、多くの外国人の定住化が進むなか、それぞれの国の文化的・社会的背景による生活習慣等に対する考え方の違いから、地域住民との摩擦、国際結婚による日本人配偶者等との家庭内トラブル、乳幼児保育や学校教育における諸問題など、さまざまな問題が生じています。

このように、めまぐるしく変化する社会経済情勢の潮流のなかで、国際化は急速に進展しています。地域で生活する人、地域を訪れる人が、地域住民とともに豊かに安心して暮らしていくためには、その歴史的・文化的・社会的背景を相互に正しく理解し、多様な文化・風習・価値観等を尊重するとともに、国籍や民族を超えた一人の人間として尊重し合い、すべての人々の人権が保障される多文化共生社会の実現に努めることが大切です。



#### ア、教育・啓発の推進

県の「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童生徒に関する指導指針」（1986（昭和61）年6月策定）に沿って、外国人住民教育を推進し、互いの国の生活や文化、歴史などについての理解が深まるよう啓発活動を進めます。また、在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人児童生徒が、自らの言語・文化及び歴史を学び、偏見や差別にうちかつ力を養うよう指導に努めます。

#### イ、国際理解の推進

住民一人ひとりが、友好と信頼の関係を築き、共に生きる社会の実現を目指して、異なる文化を持った外国人との相互理解を深めるため、国際理解教育を推進すると共に、セミナーの開催やITを活用した情報交換の推進などに努めます。

#### ウ、日本語教育支援活動の推進

日本で居住し、生活する外国人住民にとっては、生活言語としての日本語の習得は極めて重要であることから、町内の民間団体と連携しながら、日本語の基礎を学習する機会の提供に努めます。

具体的には、町内民間団体等が実施している各種講座への支援や充実を図るとともに、学校において日本語教育が必要な児童生徒のための日本語指導教員の配置及び指導資料の作成などに努めます。

#### エ、生活情報の提供と相談・支援

日本語を習得していない外国人住民は日常生活での不安や不自由を感じています。そのため「外国語版暮らしのガイド」や「外国人対応サポート職員」、「庁舎案内の多言語表記」等の作成など、さまざまな媒体を通して町の各種情報を積極的に発信するとともに、生活全般にわたって外国人住民に対する相談・支援体制の充実に努めます。

#### オ、就職の機会均等の確保

国内で生活基盤を確立するためには、就労の機会均等の確保が重要です。就労の可能な外国人に対して、不当な取り扱いがなされることのないよう事業主などに正しい理解と認識を求めるとともに、関係機関と連携を図り就労の機会均等の確保に努めます。

#### カ、厚生援護・住宅問題への取り組み

保健・福祉等の制度について、対象となる外国人住民が不利益とならないよう制度の周知徹底を図ります。

また、賃貸住宅等への入居については、単に外国人であるという理由のみで入居が断られたり、制限されたりすることがないよう啓発に努めます。

#### キ、地域住民や関係機関との協力・連携体制の整備

外国人住民が安心して生活していくためには、地域における日常生活でのかかわりが重要です。このことから、地域住民と外国人住民とが日常的に協力・連携しあえる体制づくりに努めます。

### 7、プライバシーをめぐる問題

住民一人ひとりが個人情報保護の重要性を認識し、プライバシーの侵害をなくすよう、

啓発を進めるとともに、町の情報セキュリティの強化に取り組みます。

高度情報化社会のめざましい進展により、コンピュータをはじめとする情報機器は大きな利便性をもたらしました。その一方で、自己の意思とは無関係に個人情報的大量に収集蓄積・利用されるという状況があります。

個人情報は、一旦誤った取り扱いをされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあり、実際、企業からの顧客名簿等の個人情報が大量に流失するといった事件や個人情報の売買事件が多発しており、個人のプライバシーに関する社会的な不安が高まっています。

人により他の人に知られたくない自分の情報はさまざまであり、個人情報を保護することがプライバシーを保護することにつながります。

本町においては、「個人に関する情報は本来その個人が主体である」との認識のもと、1998（平成10）年3月に「大淀町個人情報保護条例」を制定して、自己に係る個人情報の開示や訂正等を請求する権利（自己情報コントロール権）を保障するとともに、本町の機関及び事業者における個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めています。

しかし、本人の知らないところで身元調査が行われたり、個人が不利益を被ったりプライバシーを侵害されるという事態が生じています。また、インターネットが急速に普及しているなか、インターネットの持つ匿名性や利便性を悪用して、他の人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の情報を掲載するなどの人権にかかわる問題が発生しています。

プライバシーをめぐる人権問題の解決にあたっては、町職員をはじめ住民一人ひとりが個々の人権問題に対して正しい理解と認識を持つとともに、住民が個人情報を自ら管理しコントロールする力を身につけることができるよう啓発を進める必要があります。

ア、大淀町個人情報保護条例の周知

大淀町個人情報保護条例について、周知・啓発を図るとともに、住民一人ひとりがプライバシーについて権利を正しく理解し、お互いのプライバシーが尊重される社会づくりに向け啓発を進めます。

イ、インターネットによる人権侵害に対する取り組み

インターネットによる人権侵害に対しては、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会のインターネットステーションの活動を通じて、インターネット掲示板上の差別書き込みに対してより効果的な取り組みの推進に努めます。

ウ、情報セキュリティの確保

「電子自治体」を推進していくうえで、個人情報保護の徹底と情報セキュリティ対策は重要な課題であり、技術的な対策とともに、職員研修などを通じ、組織としてより確実に取り組み、セキュリティレベルの向上に取り組みます。

## 8、さまざまな人権問題

多様化する現代社会にあっては、多くの人権問題が生じています。

ア、エイズ、ハンセン病やその他の感染症では、病気に対する誤った知識や先入観によって、患者・元患者、感染者及び家族は、社会生活から排除されるなどの扱いを受けていることがあります。

イ、アイヌの人々は、民族の違いや歴史的経過あるいは異文化に対する偏見などが原因となって、差別を受けていることがあります。

ウ、刑を終えて出所した人は、さまざまな偏見や差別に直面し、就労等において不安定な地位に置かれています。

エ、犯罪被害者やその家族は、犯罪行為によって受ける直接的な被害だけでなく、その後の捜査や裁判の過程での精神的負担や時間的・経済的負担、さらには、マスコミの取材・報道による二次被害を受けることなどが社会問題化しています。

オ、科学技術の発達に伴う医療分野での人権問題や日本に帰国した中国残留邦人とその家族の自立支援の問題、性同一性障害をはじめとする多様な性の問題、「婚外子」、「ホームレス」等に対する差別や偏見等、人権に関する問題は多様化しています。

これらの人権問題の解決に当たっては、個々の問題に対して正しい理解と認識をもつとともに、多様な機会を通して正しい情報の提供などに努めます。

## **第4章 基本計画の推進**

### **1 , 推進体制**

本基本計画の趣旨を十分に踏まえ・人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「大淀町人権啓発活動推進本部」を中心とした関係部局の緊密な連携のもとに全庁的に本基本計画の具体的推進に努めます。

### **2 , 関係機関・団体との連携**

本基本計画を推進するため、国、県をはじめ地域組織、NPO、ボランティア団体、民間団体、企業等との連携をはかります。

### **3 , 住民の理解・協力**

計画の実現には、住民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。本基本計画の趣旨が広く住民に浸透するよう、本基本計画を広く公表するとともに、さまざまな機会を捉えてその周知を行います。

### **4 , フォローアップ**

本基本計画を具体的に推進し、その推進状況をフォローアップしていくため、本基本計画に基づく事業実施状況等を定期的に検証するとともに、幅広く住民の意見を反映させるためさまざまな人権に関する情報と意見の収集に努めます。

# 【資 料】

## 基本計画の用語解説

### 世界人権宣言

すべての人々の基本的人権の確立が世界平和の基礎であるとの考えに基づいて、1948(昭和23)年12月10日、国際連合の第3回総会で採択。この宣言は、前文と30条から成り、生命・身体の安全、法の下での平等などの基本的人権について、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を示している。

### 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000(平成12)年、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

### 大淀町人権擁護に関する条例

1999(平成11)年9月16日施行。人権意識の高揚を図り、差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的に、町と町民の責務及び啓発活動の充実などを規定している。

### グローバル化

「グローバル化」「グローバルイゼーション」などという言い方で、全世界的な規模を表します。特に経済関連では「グローバル債」など、政治やITを含む国際関係では「グローバルスタンダード」などのような使い方がされています。

### 人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002(平成14)年3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

### 児童の権利に関する条約

子どもの権利条約ともいう。世界の多くの児童(18歳未満のすべての者を児童と定義)が、今日なお、飢え、貧困等の難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、護の促進を目指した条約。1989(平成元年)年の第44回国連総会で採択され、日本は1994(平成6)年に批准。

### 「人権教育推進プラン」の基本的視点

人権教育を進める基本的視点(人権が尊重される学校文化の具体像)として一人ひとりの可能性を伸ばすことから、それぞれをかけがえのない存在として大切にすること。一人ひとりのちがいを豊かさとしてとらえることから、それぞれの多様性を大切にすること。一人ひとりのつながりを大切にすることから、人と人との豊かな関係づくりをめざすこと。

### ライフステージ

人間の一生で過ごす幼年期、少年期、青年期、壮年期(成人期)、老年期(高齢期)など、人間が誕生してから死に至るまでの生活史上における年代別の各段階のこと。

## スクールカウンセラー

いじめや不登校などによる不安や悩み、あるいは問題行動等の未然防止及び解決のため、児童生徒や保護者、教職員に対する心理的援助活動を行うことを目的に、学校へ派遣される専門的な知識・経験を有する者。

## 教育相談

児童生徒等の教育上の諸問題の解決のために、教員やその他の指導者が本人、親及びその関係者などに話し合いやその他の方法により、指導や助言を与えていくこと。

## 適応指導教室

心理的な理由により登校できない児童生徒とその保護者を対象として、学校教育との有機的連携のもと、相談や助言、指導などを行い、児童生徒の学校復帰を図ることを目的とした施設。

## ロールプレイ

ある特定の（自分とはちがう）立場の人（場合によっては、動物やモノの場合もある）になつたつもりで、ある問題について考え、それを表現すること。

## シミュレーション

ある事象をモデル化し参加者がそれを擬似的に体験すること。

## 人権を確かめあう日

同和問題解決に向けた啓発活動推進のため、同和問題をはじめあらゆる人権問題の基本的認識の徹底と人権確立を目指し、奈良県市町村同和問題啓発活動推進本部連絡協議会（市町村同和問題「啓発連協」）が提唱し、1989(平成元)年4月から、毎月11日は「人権を確かめあう日」と設定された。

県、市町村及び関係機関・団体が連携して、人権侵害を許さない社会的雰囲気と部落差別撤廃の環境醸成に向け、県民運動として展開している。

## 差別をなくす強調月間

1969(昭和44)年7月に旧同和对策事業特別措置法が施行されたことにちなんで定められたもので、奈良県や各市町村でさまざまな取り組みが行われる。本町でもこの差別をなくす強調月間中に、あらゆる差別をなくすために、町民集会や、街頭啓発、人権問題啓発パネル展などの取り組みを行っている。

## 人権週間

1948(昭和23)年12月10日、国際連合の第3回総会で世界人権宣言が採択された。その日を記念し、国際連合は、毎年この12月10日を「人権デー」として、加盟国などに人権思想の啓発のための行事を実施するように呼びかけている。日本では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定め、講演会の開催や街頭啓発など、全国的な啓発活動を展開している。

## 大淀町人権のまちづくり運動推進協議会

憲法に定められた基本的人権を確立し、さまざまな人権問題の解決と人権が尊重される地域社会づくりを目的として組織された住民運動団体。

## 企業人権教育推進協議会

企業内における人権啓発及び人権教育を積極的に推進し、もって公正な雇用の促進と就労の安定を図り、差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として事業所で組織された協議会。

## ドメスティック・バイオレンス

一般的には、夫婦や恋人など親密な関係にある、またはあった男女間における暴力という意味で使われる。多くは男性の女性に対する暴力である。単なる殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇や無視、行動の制限などの心理的な苦痛を与えることの精神的暴力、望まない性的な行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的に圧迫する行為も含まれる。

## Webアクセシビリティ

Web（インターネット上の情報検索・表示システム）を利用するすべての人が、年齢や身体的制約利用環境等に関係なく、Webで提供されている情報に問題なくアクセスし、コンテンツや機能を利用できること。

## ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別。生物学的な性別とは区別して使われる。「男らしさ、女らしさ」といわれるものは時代、社会によって異なり、社会、文化的に形成されたものが多く含まれている。

## NPO

Non Profit Organizationの略で、利益を追求することを主な目的としない自立した活動組織。財政規模の小さい非営利組織の法人格取得を容易にする特定非営利活動促進法(NPO法)が、1998（平成10年）に施行された。

## 性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように男性・女性で異なる役割を与え、その役割の遂行を期待する意識のこと。

## 女性のエンパワーメント

女性が政治・経済・社会・文化など社会のあらゆる分野で、自ら意思決定をし、行動できる能力を身につけること。

## ポジティブ・アクション

様々な分野において、活動に参画する機会の格差を改善するための取組みを意味し、男女共同参画を進めるためなどに採られている方策。必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものである。

## 児童虐待ネットワーク

児童に関わる機関及び団体等が、それぞれの専門知識、機能、組織力等を発揮、相互に連携して子育ての支援や深刻化する児童虐待に対応することを目的に設置した。主な活動内容としては、子どもたちの心豊かな育成及び子育て支援を図ること、児童虐待に関する情報の共有化及び連携の強



化を図ること、児童虐待の発見からサポートに至るシステムについて検討すること、児童虐待に関する啓発活動に関すること、虐待児童の実態を把握するとともに、具体的援助の内容を検討し、対応すること。

### **セクシュアル・ハラスメント**

性別役割分担や女性を対等なパートナーとして見ない、男性の意識などを背景にして行われる性的いやがらせのことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、さまざまな態様のものが含まれる。職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。

### **児童憲章**

1951(昭和26)年5月5日、内閣総理大臣が招集した児童憲章制定会議が制定。日本国憲法の精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図ることを目的に、国民がなすべき道徳規範を定めたもの。

### **バリアフリー**

障がいのある人にとって社会生活をしていく上での障壁(バリア)となるものを除去するとい意味。住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいをもつ人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味でも用いられる。

### **ユニバーサルデザイン**

まちづくりやものづくりなどを進めるにあたり、年齢、性別、身体、国籍など、人々がもつ様々な特性や違いを超えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した環境、建物・施設、製品などのデザインをしてこうとする考え方。

### **地域福祉権利擁護事業**

判断能力が不十分で権利侵害を受けやすい人の権利を擁護するため、日常生活上の手続きや福祉サービスの適切な利用のために必要な援助、また安心して自立した生活が送れるように日常的金銭管理サービス等を提供する事業。

### **成年後見制度**

精神上の障がいなどにより、判断能力が十分でない人が不利な契約を結んでしまわないように、定められた人が判断能力を補ったり、保護したりすることで、本人を不利益から守る制度。

### **高機能自閉症**

人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わない状態

### **支援費制度**

障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対

等な関係に基づき、障がいのある人目らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組み。

### **ノーマライゼーション**

高齢者も若者も、障がいをもつ人もそうでない人も、すべて人間として当たり前(ノーマル)の生活を送るため、共に暮らし・共に生きる社会を目指すという考え方。

### **学習障がい(LD)**

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定の能力の習得と使用に著しい困難が認められる状態。「LD」は、Learning Disabilitiesの略。

### **注意欠陥多動性障害(ADHD)**

幼児期から学童期に見られる発達上の障がい。多動(身体の動きが止まらない、おしゃべりを止めないなど)、衝動性(自己抑制がきかない、順番が待てないなど)、注意集中の困難(気が散りやすい、物事に関心が持てないなど)等の3つの行動特徴を持つ。

### **電子自治体**

電子自治体とは、コンピュータやネットワークなどの情報通信技術(IT)を行政のあらゆる分野に活用することにより、住民の方々や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な政府・自治体を実現しようとするもの。

具体的には、以下の点に取り組んでいくこととされている。

- ・インターネット等による行政情報の提供
- ・住民の方々、企業、そして国・自治体との間の手続きの電子化
- ・ワンストップサービスの実現

# 世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、

この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

- 1 すべて人は、人種・皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

## 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形に

おいても禁止する。

#### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

#### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

#### 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

#### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

#### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰は科せられない。

#### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は・社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的・社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条

- 1 すべて人は、勤労し・職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により・自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

## 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

## 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

## 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

## 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

## (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## (年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。



# 大淀町人権擁護に関する条例

平成 11 年 9 月 16 日

条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、町民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もって人権が尊重される明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため、大淀町総合計画及び関係法令等に基づき、町政の重要な課題として必要な施策の推進を図り、町民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第 3 条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、人権意識の高揚を図るよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 大淀町人権施策に関する基本方針

2011（平成23）年4月

発行：大淀町

吉野郡大淀町桧垣本 2090 番地

電話：0747 - 52 - 5501